

箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理に係る協定書

箕面市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人あそびりクラブ（以下「乙」という。）とは、次のとおり、箕面市立西南老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理に係る協定を締結する。

第1章 総則

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力をし、センターを適正かつ円滑に管理するにあたり、箕面市立老人デイサービスセンター条例（平成16年箕面市条例第46号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、センターの管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、特定非営利活動法人たる乙の能力を活用しつつ、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって高齢者の健康の保持及び福祉の一層の増進を図ることにあることを確認する。

（指定管理者の責務）

第3条 乙は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、条例その他の関係法令等及びこの協定に定めるところに従い、信義に沿って誠実にこれを履行し、センターが円滑に運営されるよう管理しなければならない。

（管理する施設）

第4条 乙が指定管理者として管理を行うセンターの名称、所在地等は、次のとおりとする。

（1）名称 箕面市立西南老人デイサービスセンター

（2）所在地 箕面市瀬川三丁目2番1号

（3）施設規模 鉄筋コンクリート造3階建一部4階建（箕面市立西南小学校C棟）の一部

2 乙は、善良なる管理者の注意をもってセンターを管理しなければならない。

3 乙は、甲が認めた場合を除き、第5条第1項各号に規定する業務（以下「本業務」という。）を履行する目的外でセンターを使用してはならない。

第2章 業務の範囲

（業務の範囲）

第5条 乙が行う業務の範囲は、次のとおりとし、業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。なお、仕様書に定めのないものについては、「箕面市立西南老人デイサービスセンター指定管理者募集要項」（令和6年8月1日制定）及び「箕面市立西南老人デイサービスセン

ター指定管理者業務水準書」(令和6年8月1日制定)の定めるところによるものとする。

- (1) 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
 - (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業
 - (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第7項に規定する通所介護及び同法第115条の4第1項第1号ロに規定する第一号通所事業
 - (4) センターの施設及び設備の保守、点検、清掃、警備等の維持管理(ただし、消防設備点検は、箕面市教育委員会(箕面市立西南小学校)が一括して行う。)
 - (5) その他甲が必要と認める業務
 - ・ 緊急時等の対応業務
 - ・ 利用者統計等の作成業務
 - ・ 甲、関係団体等との連絡調整業務 等
- 2 乙は、前項各号に定める業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て業務の一部を委託することができる。
- 3 乙が業務の一部を第三者に実施させるときは、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。
- 4 介護保険制度改正に伴い、業務の範囲に変更が必要な場合は甲と協議を行い、別途定めるものとする。

第3章 指定期間

(指定期間)

- 第6条 甲が乙を指定管理者として指定する期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までとする。
- 2 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第4章 管理運営の基準

(開館時間及び休館日等)

- 第7条 開館時間及び休館日は次のとおりとする。
- (1) 開館時間 午前9時から午後6時まで
 - (2) 休館日 日曜日及び木曜日、12月29日から翌年の1月4日まで
- 2 乙が特に必要と認めるときは、あらかじめ甲の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。
- 3 乙は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
 - (2) 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
 - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が管理上支障があると認める者
- 4 乙は、災害等により甲がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと甲が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

(利用料金)

第8条 乙は、利用料金について、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。乙は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用定員)

第9条 乙は、利用定員について、あらかじめ甲の承認を得て定めるものとする。

(管理運営に関する基本的事項)

第10条 管理運営に関する基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法第244条第1項に規定する公の施設として、利用者・家族・来館者等の利用に際しては、平等な利用を確保するものとする。
- (2) 高齢者の健康の保持及び福祉の増進を図るという設置目的に基づいた管理運営を行い、その目的の実現に向け努力を行うこと。
- (3) 利用者の立場に立った管理運営を行い、サービスの向上に努めること。
- (4) 介護保険法、その他の法令等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(運営及び人員体制に関する業務水準)

第11条 乙は、次の条例及び要綱に定める水準を満たすものとする。

- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）
- ・箕面市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第19号）
- ・箕面市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第20号）

(個人情報の取扱い)

第12条 乙は、指定管理業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置

を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱(令和5年箕面市訓令第29号)を準用すること。

- 2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。
- 4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データに関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

- 5 乙及び乙の従事者(退職者も含む。)は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法律第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受けるものとする。

(公益通報等の報告)

- 第13条 乙の役員又は乙の従業員は、箕面市職員等の公益通報に関する要綱(平成19年箕面市訓令第54号)第5条第1項に基づき、通報窓口公益通報をすることができる。
- 2 乙の役員又は乙の従業員は、正当な理由がある場合を除き、甲又は箕面市職員等の公益通報に関する要綱第7条に規定する公益通報処理委員会が行う公益通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。
 - 3 乙は、本業務について公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口公益報告しなければならない。
 - 4 乙の役員又は乙の従業員は、公益通報に関する調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報公開、文書の管理等)

- 第14条 乙は、箕面市情報公開条例(平成17年箕面市条例第2号)の趣旨を踏まえ、積極的にセンターの管理に関する情報の公開に努めなければならない。
- 2 乙は、指定管理業務に関わって作成し、又は取得した文書、図面(写真、スライド及びマイクロフィルムを含む。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。また、文書、図面及び電磁的記録を以下「対象文書」という。)について、適正に管理し、保存しなければならない。
 - 3 甲は、対象文書であって甲が保有していないものに関し箕面市情報公開条例に基づく開示

の申し出があったときは、乙に対し、当該対象文書を提供するように求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。

- 4 乙は、指定期間の満了と同時に、対象文書について、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に対し、引き継ぐ等の処理を行わなければならない。

(施設、設備等の維持管理に関する業務水準)

第15条 施設、設備等の維持管理に関する業務水準は次のとおりとする。

- (1) 施設、設備等は乙に無償で使用させるものとし、別紙貸与備品一覧に示す備品は乙に無償貸与する。乙は、善良なる管理者の注意義務をもって使用を行うこと。
- (2) 乙は、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設、設備等の維持管理、清掃、警備等を実施すること。

[条件]

- ・消防設備点検は、箕面市教育委員会（箕面市立西南小学校）が一括して行う。
 - ・箕面市立西南小学校内に設置されたデイサービスセンターであることをふまえ、警備業務については、学校側と密に連携・調整を行い両者の警備業務内容を相互に確認したうえで適切に実施できる体制をとること。
 - ・日常の清掃業務について委託する場合、高齢者市民の就労を支援する観点から、公益社団法人箕面市シルバー人材センターへの委託について引き続き配慮すること。
- (3) 乙は、センターの施設に改修の必要が生じた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。
- (4) 甲は、前項の報告があった場合は乙との協議のうえ、原則として甲の費用で修繕するものとする。ただし、乙の故意又は過失による場合及び修繕に要する費用が一件につき10万円以下（消費税及び地方消費税は除く。）の場合（甲が自己の費用で行うと判断した場合を除く。）は、乙の費用で修繕するものとする。
- (5) この協定による指定期間開始時に存する備品（別紙貸与備品一覧に示す備品に限る。）について更新または修繕が必要となった場合は、甲と協議の上、乙の負担で行うものとする。更新を行った場合において、更新後の備品の所有権は乙に帰属するものとする。（ただし、乙の故意又は過失により更新を要した場合は、更新後も備品の所有権は甲に帰属するものとする。）
- (6) センターのみに影響する施設、設備の改修等を乙の発意により行う場合は、甲と協議の上、乙が自らの費用で行うことができるものとする。また、指定期間開始時に存する備品以外に必要な備品は、乙が購入又は調達することができるものとし、乙が購入又は調達した備品の所有権は乙に帰属するものとする。これらの場合において、指定期間の満了に際しては、原則として原状復帰するものとする。
- (7) 消耗品その他の物品は、乙の負担により適宜補充・交換するものとする。
- (8) 廃棄物の処理にあたっては、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成15年箕面市条例第8号）に規定する事業者として乙がその処理を行い、廃棄物の処理に要する費用は乙が負担するものとする。（ただし、甲に帰属する備品の処分に要

する費用は、協議事項とする。)

(危機管理体制等の確立)

第16条 緊急時等の対応業務として次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乙は、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、自衛消防隊の隊員等を選任し、毎年度4月中に甲に報告すること。
- (2) 自然災害、人為災害、事故、自ら原因者・発生源になった場合及び感染症等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等（以下「緊急時等」という。）に備え、危機管理体制を築くとともに、危機管理マニュアル（消防計画、防災マニュアル、感染症対策マニュアル等を含む。）を作成し、甲に提出するものとする。

※危機管理マニュアルに規定する内容

- ・危機管理体制に関すること。（夜間・休日等の市との緊急連絡体制、閉館時の地震発生時の初動体制、風水害発生のおそれがある場合の対応体制、その他緊急時の対応体制、責任者等）
 - ・業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、食中毒、感染症等の事故等の対応に関すること。
 - ・火災、事故、災害等の緊急時における利用者・家族・来館者に対する避難誘導及び初期消火等の初動対応に関すること。
 - ・緊急時等における利用者の家族及び市・警察・消防等の関係機関への連絡・報告・通報に関すること。
 - ・停電時等における施設の復旧を遅滞なく行う方法に関すること。
 - ・消防本部から消防計画等の改善に関する指摘があった場合の改善等に関すること。
 - ・保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱（平成15年箕面市訓令第50号）に基づく対応に関すること。
 - ・避難訓練、火災・事故・災害等による休館基準等利用者に対する対応に万全を期する方法に関すること。
 - ・業務継続計画（BCP）に関すること。
- (3) 毎年度の緊急連絡体制について、当該年度4月中に甲へ提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告すること。
 - (4) 複合施設として一体的に実施する消防訓練のほか、利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、緊急時の対応について随時訓練を行うこと。
 - (5) 緊急時等には、初動対応を行い、消防計画・危機管理マニュアルに従って迅速に適切な措置を講じるとともに、複合施設として箕面市立西南小学校その他の関係機関と連携して対処すること。
 - (6) 保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱に規定する事故等が発生した場合、警察、消防、保健所等に報告すべき事象が生じた場合、火災、事故、災害等により休館する場合その他センターの管理運営を行う上で利用者の心身に影響を及ぼす事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに甲に報告すること。

(関係法令の遵守)

第17条 センターの管理を行うにあたっては、次の法令等の規定を遵守するものとする。

- (1) 地方自治法その他関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法その他労働管理関係法規
- (3) 消防法、電気事業法その他施設管理関係法規
- (4) 介護保険法その他関係法規
- (5) 箕面市立老人デイサービスセンター条例
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例
- (8) 箕面市情報公開条例
- (9) 高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- (10) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
- (12) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例及び箕面市手話言語条例
- (13) その他関連法規、通知、要領等

(障害者雇用率等の達成及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の取組並びに合理的配慮の提供等)

第18条 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)により規定されている雇用率を達成していないときは、障害者雇入れ計画に基づき、乙における雇用に誠実に履行しなければならない。

2 乙は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)の趣旨を踏まえた取組を進めるよう努めなければならない。

3 乙は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、箕面市手話言語条例(令和5年箕面市条例第39号)、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例(令和5年箕面市条例第40号)の趣旨を踏まえた合理的配慮の提供等の取組を推進しなければならない。

(職員研修等の実施)

第19条 乙は、センターの管理業務に関し、業務に従事する者が人権問題、個人情報保護、高齢者福祉、高齢者虐待防止等について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、研修等を行うものとする。

(損害賠償等)

第20条 乙は、センターの管理に伴い、乙の責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告するとともに、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じた賠償については、

甲が負担するものとする。

- 2 前項の場合において、第三者との間に紛争が生じたときは、乙は、乙の費用と責任でその解決に当たらなければならない。ただし、前項ただし書により甲の負担とするものとされた場合を除く。
- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償したときは、乙に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(賠償責任保険の加入)

第21条 乙は、本業務の実施にあたり、センターの施設、設備等及び第三者の身体又は財物に対する賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、乙は、甲に当該加入保険の証券等の写しを提出するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第22条 乙は、不可抗力が発生した場合において、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

- 第23条 不可抗力の発生に起因して乙に損害、損失及び増加費用が発生した場合において、乙は、その内容又は程度の詳細を記載した書面をもって甲に通知するものとする。
- 2 甲は、前項の通知を受け取ったときは、損害状況の確認を行い、乙と協議のうえ、不可抗力の判定を行い、費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

- 第24条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められるときは、乙が不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める業務を免れるものとする。
- 2 前項の規定による業務免除により乙に発生する損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

(事業計画書の提出)

- 第25条 乙は、毎年度、甲の指定する日までに、次の各号に掲げる事業計画書を作成し、甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 第5条第1項に掲げる業務に係る実施計画
 - (2) 収支計画
 - (3) 人員体制計画
 - (4) 職員研修計画

- 2 甲及び乙は、前項の規定に基づき定めた事業計画書等の内容を変更しようとするときは、甲と乙の協議により決定するものとする。

(事業報告書の提出)

第26条 乙は、地方自治法第244条の2第7項の規定に基づき、翌年度の5月31日までに、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出するものとする。

- (1) 業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 料金収入の実績、管理経費等の収支状況
- (4) その他甲が必要と認める事項

(地域交流事業の事務)

第27条 休館日(日曜日及び木曜日)の一部に地域交流事業(高齢者を主人公とした活動に施設を開放する事業)を実施するものとする。地域交流事業の事務(受付、施設管理等)について、「第2章 業務の範囲」で定める業務の実施とは別に、甲から乙に委託するものとする。

(本施設の特徴)

第28条 本施設は、他のデイサービスセンターと異なり、小学校内に設置されたデイサービスセンターであるため、事業運営にあたっては、学校側と密に連携・調整を行うとともに、児童との交流の場を設けるなど、特色を活かした事業を積極的に行うよう努めるものとする。

第5章 指定管理の取消等

(指定管理の取消等)

第29条 甲は、条例第7条の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第10項に規定する指示に従わないとき。
- (2) 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- (3) 本業務を適正に行うことができなくなったとき。
- (4) その他センターの管理運営上不適切な行為があったとき。

2 甲は、前項の規定に基づいて指定の取消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について、乙と協議を行わなければならない。

- (1) 指定取消しの要否及びその理由
- (2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定
- (3) その他必要な事項

- 3 甲は、第1項の規定により指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失及び増加費用が生じて、甲はその賠償の責めを負わない。
- 4 乙は、第1項の規定により指定の取消し又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命じられたことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(乙による指定の取消し等の申出)

- 第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除を申し出ようとするときは、管理を行わないこととなる日の1年前までに、甲に申し出なければならない。
- 2 甲は、前項の申出を受けたときは、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。
 - 3 乙は、第1項の規定による指定管理者の地位を辞退又は期間を定めて本業務の全部又は一部の免除の申出により甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取消し)

- 第31条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合において、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。
- 2 甲は、前項の協議の結果、やむを得ないと判断したときは、指定の取消しを行うものとする。
 - 3 前項の規定による指定の取消しにより乙に発生する損害、損失及び増加費用について、甲は、原則として保障しない。

第6章 管理運営準備・運営引継ぎ

(事業者の指定等)

- 第32条 乙は、指定期間の開始までに、老人福祉法、介護保険法に基づく事業者の指定、事業の開始届出等の手続きを完了するものとする。

(業務の引継ぎ)

- 第33条 乙は、指定期間の終了に際しては、甲又は甲が指定する者に対し、誠実に本業務の引継ぎを行う。なお、引継ぎに要する費用については、乙の負担とする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、指定期間の満了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する者によるセンターの視察を申し出ることができるものとする。
 - 3 乙は、甲から前項の申出を受けたときは、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

第7章 甲と乙のリスク分担

(リスク分担)

第34条 指定期間中の甲と乙のリスク分担の基本的な考え方は、次の「リスク分担表」とおりとする。

【リスク分担表】

項目	甲	乙
必要な資金の確保		○
管理業務開始前及び業務終了後の引継ぎに関する費用		○
事業の運営・維持管理業務に影響のある法令等の変更に係る費用	協議事項	
物価の大幅な変動により管理運営に支障が生じた場合		○
施設競合、需要変動により管理運営に支障が生じた場合		○
施設設置者の責任による事業の中止・遅延	○	
指定管理者の責任による事業の中止・遅延		○
不可抗力による事業の中止・遅延 (原則として、休業補償は行いません。)	協議事項	
指定管理者の事業放棄・破綻		○
施設の大規模な改修・修理 (指定管理者の故意又は過失によるものを除く。)	○	
指定管理者の故意又は過失により破損した施設及び貸与備品の修繕等		○
運営・維持管理において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)		○
施設の構造上等の不備において第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)	○	
施設の管理上の瑕疵による火災等の事故		○

第8章 その他

(権利、義務の譲渡の禁止)

第35条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けたときはこの限りでない。

(目的外使用許可に係る取扱い)

第36条 センターの敷地内において、地方自治法第238条の4第7項に基づき甲が行う目的外使用許可に係る取扱いについては、乙は甲の指示に従うものとする。

(監査の実施)

第37条 甲は、第26条の規定により乙が提出した事業報告書に基づき、乙による本業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

2 甲は、乙による本業務の実施状況等を確認するために必要と認めるときは、本業務について監査を行うことができるものとする。

3 乙は、特段の事情がない限り、前項の規定による監査に応じなければならない。

(甲による業務の改善勧告)

第38条 甲は、前条第2項による監査の結果、乙による業務の実施が仕様書等甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務を改善することを勧告するものとする。

2 乙は、前項に規定する改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(重要事項の変更の届出等)

第39条 乙は、その名称、所在地、定款、理事その他甲が必要と判断した事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に、甲に届け出なければならない。

2 乙は、介護保険法第75条及び介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号、第5号及び第6号の規定に基づく届出を行うときは、原則として当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

(指定期間の満了時の取り扱い)

第40条 指定期間の満了時には、原則として、指定開始日を基準として乙の責任でセンターを原状に回復し、甲に明け渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認める場合においては、乙はセンターの原状回復は行わずに、甲が定める状態で、甲に対してセンターを明け渡すことができるものとする。

(指定管理業務の評価)

第41条 乙が業務の評価を受けるときは、次に掲げる事項のうち甲が必要と認めるものを実施しなければならない。

(1) 利用者の意見等を聴取するためのアンケートの実施

(2) 評価の実施に必要な資料の作成

(3) 評価の実施時における説明

(4) 前各号に掲げるもののほか、評価の実施に関すること

2 乙は、前項の評価の結果、業務の改善の必要があると認められたときは、当該評価の結果を尊重して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(本業務の範囲外の業務)

第42条 乙は、センターの設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができるものとする。

2 自主事業の実施による事業収入は、乙の収入とする。

- 3 乙は、自主事業を実施する場合は、第25条に規定する事業計画書等にその旨を記載し、あらかじめ甲の承諾を受けなくてはならない。その際、甲と乙は、必要に応じて協議を行うものとする。
- 4 甲と乙は、自主事業を実施する場合において、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。
- 5 自主事業の実施は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、自主事業の実施に関して生じた損害、損失及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害、損失及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

(協定の変更)

第43条 本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき、又は特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議により、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義の解釈)

第44条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項について疑義が生じたとき、若しくは本協定締結時の想定を超える事態が生じたときは、甲と乙の協議により、定めるものとする。

(裁判管轄)

第45条 本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協定の効力)

第46条 この協定書は、箕面市議会において、センターに係る「指定管理者の指定の件」の可決を得て、効力を生ずるものとする。可決を得られなかったときは、それまでに甲及び乙が要した費用は各自の負担とし、相手方に対し、損害の賠償その他一切の請求は行わないものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年(2024年)11月1日

甲 箕面市西小路四丁目
箕面市長 原 田

乙 箕面市瀬川二丁目1番11
特定非営利活動法人あそび
代表理事 則 包 正 人

箕面市立西南老人デイサービスセンター指定管理者業務仕様書

箕面市（以下「甲」という。）と箕面市立西南老人デイサービスセンター（以下「センター」という。）の指定管理者である特定非営利活動法人あそびりクラブ（以下「乙」という。）が締結する箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理に係る協定書（以下「協定書」という。）の業務の細目は、本仕様書の定めるところによる。

1 基本的事項

センターの管理運営業務の実施に係る基本的事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの効果的、効率的な管理運営及び適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として、利用者、家族、来館者等の利用に際しては、公平な利用を確保すること。
- (3) 設置目的に基づいた管理運営を行い、その目的の実現に向け努力すること。
- (4) 利用者の立場に立った管理運営を行い、サービスの向上に努めること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

2 事業に関する業務水準

(1) 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供

- ①利用者、家族、来館者等の相談に随時応じること。
- ②介護保険制度その他の福祉、保健等に関する制度並びに市の実施する高齢者に対する福祉サービスについて、地域の住民等に対する情報の提供、連携に努めること。

(2) 老人デイサービス事業（通所介護・第一号通所事業）

老人デイサービス事業（通所介護・第一号通所事業）の業務水準及び人員体制は、次の基準による。

- ・大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）
- ・箕面市通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第19号）
- ・箕面市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成27年箕面市訓令第20号）

3 施設、設備等の維持管理に関する業務水準

- (1) 乙は、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設、設備等の維持管理、清掃、警備等を実施する。ただし、消防設備点検は、箕面市教育委員会（箕面市立西南小学校）が一括して行う。

- ①箕面市立西南小学校（以下「西南小学校」という。）内に設置されたデイサービスセンターであることをふまえ、警備業務については、学校側と密に連携・調整を行い両

者の警備業務内容を相互に確認したうえで適切に実施できる体制をとること。

- ②日常の清掃業務について委託する場合、原則として公益社団法人箕面市シルバー人材センターに委託すること。
- (2) 西南小学校と一体的に行う大規模改修等に要する費用については、面積案分等に応じた費用を請求することがある。
- (3) 乙は、甲からの貸与備品について、常に正常に機能するよう定期的に点検を行い、あらかじめ甲と協議を行ったうえで金額に関わらず乙の負担による更新または修繕を計画的に進めること。更新を行った場合において、乙の故意又は過失により更新を要した場合を除き、更新後の備品の所有権は乙に帰属するものとし、乙は、甲からの貸与備品一覧とは別にこれを管理するものとする。
- (4) 消耗品その他の物品は、乙の負担により適宜補充又は交換する。なお、本業務に必要な物品等の調達時には、優先的に障害者事業所等から物品等を調達するよう努めること。
- (5) 廃棄物の処理にあたっては、箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（平成15年箕面市条例第8号）に規定する事業者として、乙がその処理を行い、廃棄物の処理に要する費用は乙が負担する。
- (6) 介護報酬の請求の伝送等に係るインターネット環境の整備は、乙の責任と負担で行う。
- (7) 敷地内で自動販売機を設置するときは、原則として一般財団法人箕面市障害者事業団が設置できるよう事前に協議すること。

4 緊急時等の対応業務

- (1) センターに係る消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防計画は、乙が作成する。
 - ①乙は、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者、自衛消防隊の隊員等を選任し、毎年度4月中旬に甲に報告すること。
 - ②複合施設として一体的に実施する消防訓練、消防設備の点検等に協力すること。
 - ③その他、消防計画に基づき、西南小学校その他の関係機関と連携して対処すること。
- (2) 自然災害、人為災害、事故、自ら原因者・発生源になった場合及び感染症等あらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態等（以下「緊急時等」という。）に備え、危機管理体制を築くとともに、次の内容に関する危機管理マニュアル（消防計画、防災マニュアル、感染症対策マニュアル等を含む。）を作成し、管理業務の従事者に周知するとともに、甲に提出すること。
 - ①危機管理体制に関すること。（夜間、休日等の市との緊急連絡体制、閉館時の地震発生時の初動体制、風水害発生のおそれがある場合の対応体制、その他緊急時の対応体制、責任者等）
 - ②業務実施時における利用者に係る外傷、行方不明、食中毒、感染症等の事故等の対応に関すること。
 - ③火災、事故、災害等の緊急時における利用者、家族、来館者に対する避難誘導及び初期消火等の初動対応に関すること。

- ④緊急時等における利用者の家族及び市、警察、消防等の関係機関への連絡・報告・通報に関すること。
 - ⑤停電時等における施設の復旧を遅滞なく行う方法に関すること。
 - ⑥消防本部から消防計画等の改善に関する指摘があった場合の改善等に関すること。
 - ⑦保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱（平成15年箕面市訓令第50号）に基づく対応に関すること。
 - ⑧避難訓練、火災・事故・災害等による休館基準等利用者に対する対応に万全を期する方法に関すること。
 - ⑨業務継続計画（BCP）に関すること。
- （3）毎年度の緊急連絡体制について、当該年度4月中に提出するとともに、変更が生じた場合は速やかに報告すること。
- （4）複合施設として一体的に実施する消防訓練のほか、利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じるとともに、緊急時の対応について随時訓練を行うこと。
- （5）緊急時等には、初動対応を行い、消防計画・危機管理マニュアルに従って迅速に適切な措置を講じるとともに、複合施設として西南小学校その他の関係機関と連携して対処すること。
- （6）保健福祉サービスにおける苦情の解決等に関する要綱に規定する事故等が発生した場合、警察、消防、保健所等に報告すべき事象が生じた場合、火災、事故、災害等により休館する場合その他センターの管理運営を行う上で利用者の心身に影響を及ぼす事象が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、速やかに甲に報告すること。
- （7）地震時の対応
- ①夜間・休館日等の閉館時において、震度5弱以上の地震が発生したときは、2名以上の従事者が施設に自動参集し、施設及び設備の点検、二次災害の防止等を行うものとする。
 - ②災害により施設を休館している間は、1名以上の従事者が施設に勤務し、箕面市災害対策本部の指示のもと、管理業務に従事するとともに、施設・設備の復旧作業に協力するものとする。
 - ③災害により施設を休館している間において、施設は、箕面市災害対策本部の指定する用途に使用するものとし、施設の車両は、当該用途に資する範囲で市が使用できるものとする。
- （8）風水害時の対応
- ①台風、豪雨等により災害発生の危険が予測される時は、市の指示に従い、施設閉館後も1名以上の従事者を施設に待機させるものとする。
 - ②夜間・休館日等の閉館時において、台風、豪雨等により災害発生の危険が高まった時は、市の指示に従い、1名以上の従事者が施設に参集するものとする。

5 その他

（1）利用者統計等の作成業務

甲その他の関係機関からの問い合わせ及び緊急時等に迅速に対応できるよう、利用者の情報を整理すること。整理にあたっては個人情報の取り扱いに留意すること。

(2) 市、関係団体等との連絡調整業務

甲その他の関係機関との連絡調整に、正確・迅速に対応すること。地域の関係団体等との協力・連携に努めること。

(3) 外部有識者による指定管理者の評価の実施にあたり、必要な書類の提出等、協力に努めること。

(4) 箕面市立西南老人デイサービスセンター指定管理者募集要項(令和6年8月1日制定)に基づき提案された利用促進策、サービス向上策及び地域との連携・協力等の実現に努めること。

6 個人情報の取扱い

乙は、協定書に定める事項のほか、次の事項を遵守するものとする。

- ①乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲に書面により承諾を得た場合は、この限りでない。
- ②乙は、①に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- ③乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならない。
- ④乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に複製し、又は複製してはならない。
- ⑤乙及び乙の従事者は、個人情報を機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく指定管理業務の履行目的以外に第三者に提供してはならない。
- ⑥乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。

7 協議事項

業務遂行につき、協定書、仕様書に定めのない事項については、甲と乙が協議を行い決定する。